

められている。

平成十八〜三十年の食中毒の発生状況は、六一九件（患者数一万四六〇四人、死者二人）であった。原因物質ではノロウイルス（八七六二人）が約六〇％を占めており、次いでカンピロバクター（二七二六人）が多かった。ノロウイルスによる食中毒は毎年冬季を中心に発生するが、特に平成十八年には患者数が一五六五人と最も多かった。

#### 第四節 社会福祉の多角的展開と到達点

##### 一 貧困問題への社会的注目の高まりと対策の強化

生活保護と 平成中期からは、それまでの生活保護費の支給等に加えて、生活保護受給者の就労支援が自立支援 進されていくことになった。その具体的な取組として、平成十九（二〇〇七）年十二月に厚生

労働省が策定した「福祉から雇用へ」推進五か年計画」がある。同計画は、生活保護世帯について平成十九年度までに就労支援プログラムを全ての地方自治体で策定し、ハローワークを中心とした「チーム支援」により生活保護受給者等の就労促進を目指した内容であった。

そうした矢先の平成二十年に、米国の投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻を発端とする世界金融危機が発生した。これによって日本の経済情勢は一挙に悪化し、各地で失業者やホームレスが増加することになっ

### 貧困率 07年は15.7%

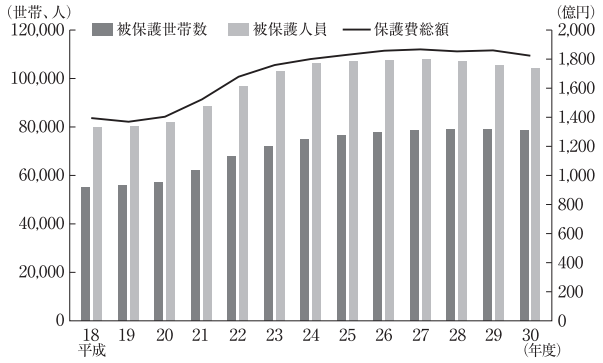
貧困率は、生活困窮者の割合を示す指標である。生活困窮者の割合は、世帯の収入が、世帯員1人当たり月額18万5千円未満である世帯を指す。生活困窮者の割合は、世帯の収入が、世帯員1人当たり月額18万5千円未満である世帯を指す。生活困窮者の割合は、世帯の収入が、世帯員1人当たり月額18万5千円未満である世帯を指す。

写真 198 相対的貧困率  
について報じる新聞  
(朝日新聞 平成21  
(2009)年10月20日)

た。このような状況に対処するため、求職者支援、福祉貸付、住居確保など数多くの支援策が実施されている。平成二十年の年末から二十一年の年始にかけては、東京都千代田区の日比谷公園に年越し派遣村が開設された。この取組は、貧困問題の存在や深刻さを社会に認識させるきっかけになった。

平成二十一年九月の衆議院議員選挙で自民党と公明党は野党に転落し、民主党を中心とする政権が誕生した。民主党政権の下で実施されたのが、相対的貧困率の発表である。相対的貧困率とは、世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のことである。平成十九年調査での国内の相対的貧困率は、一五・七％に達していた。平成二十二年には内閣府のモデル事業として、パーソナル・サポート・サービス(様々な生活上の困難に直面している人々を個別的・継続的・包括的に支援)が導入された。

平成二十四年十二月に自民、公明の両党は、衆議院議員選挙で勝利し、政権に復帰した。この時期に生活保護制度の見直しや生活困窮者の自立支援を促進するための制度構築が進められた。平成二十五年八月に生活保護基準の段階的な引下げが始められることになった。平成二十五年十二月には生活困窮者自立支援法が成立し(二十七年四月施行)、二十七年四月から生活困窮者自立支援制度が導入された。これは、生活困窮者に対して自立相談支援事業(必須事業)や就労準備支援事業(任意事業)等の実施、住居確保給付金の支給(必須事業)を行うものである。そのほかにも平成二十五年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、三十年六月には生活困窮者自立支援法の改正が行われた。



(注) 被保護世帯数、被保護人員は、1カ月あたりの平均値であり、停止中を含む。

図107 被保護世帯数・被保護人員・保護費総額の推移  
 (『生活保護の概況』より作成)

合の半分以上を高齢者世帯が占めるようになってきている。被保護人員は、平成の大合併で市部が大幅に拡大したことから、図108のとおり市部のみで九九%に達し、うち八割以上が神戸市、阪神地域、姫路市、明石市で占められていた。

生活保護の開始に至った理由(神戸市、中核市を除いた数値)は、平成二十二年度が傷病による二八・〇%、急迫保護で医療扶助単給二・〇%、貯金等の減少・喪失二九・九%であった。ところが、平成二十七年度は

兵庫県の生活保護 平成二十年に発生した世界金融危機は、兵庫県  
 ・自立支援の状況 の生活保護にも多大な影響を及ぼした。図107の  
 とおり、兵庫県の生活保護の被保護世帯数、被保護人員、保護費総額は、平成二十年代前半の増加が顕著である。これらは、景気が回復し始めた平成二十五年度以降も高止まりの傾向を示している。

兵庫県内の生活保護の被保護世帯の構成比は、平成二十二年度が高齢者世帯四三・一%、母子世帯九・二%、障害者世帯一〇・八%、傷病世帯二二・六%、その他世帯一四・三%であった。平成二十七年  
 年度に、高齢者世帯四八・五%、母子世帯七・六%、障害者世帯一  
 一・二%、傷病世帯一六・七%、その他世帯一六・〇%となり、三  
 十年度には、高齢者世帯五二・八%、母子世帯六・四%、障害者世  
 帯一一・四%、傷病世帯一四・九%、その他世帯一四・五%と、割

平成十九年に要保護世帯向け長期生活支援資金（二十一年に要保護世帯向け不動産担保型生活資金に改称）が設けられた。これは、居住用不動産を持ちながら生活に困窮する六十五歳以上の高齢者が長年住み慣れた住居に住み続けながら当該不動産を担保に貸付を受けることにより、生活資金を得ることを容易にするもので、

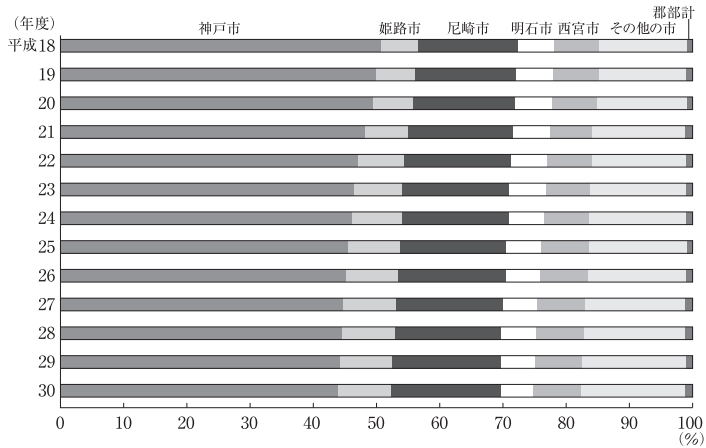


図 108 被保護実人員の割合（地域別）  
 （『生活保護の概況』より作成）

傷病による二〇・二％、急迫保護で医療扶助単給〇％、貯金等の減少・喪失四二・八％となる。平成三十年度には、傷病による二・四％、急迫保護で医療扶助単給一・五％、貯金等の減少・喪失三九・六％と、平成後期にかけて貯金等の減少・喪失の割合が拡大している。県内の生活保護の保護率（人口一〇〇人当たりの保護人員）は、平成二十二年一・七四％、二十七年一・九五％、三十年一・九〇％と推移した。生活保護受給者を対象とした保護施設は、平成三十年時点で県内に救護施設八（公立一、私立七、定員五四〇人）、更生施設一（公立、定員五〇人）、医療保護施設一（私立、定員二六八人）があった。

平成中期から後期は、平成十七年に導入された自立支援プログラムや生活保護受給者等就労支援事業（二十三年から「福祉から就労」支援事業、二十五年から生活保護受給者等就労自立促進事業に名称変更）と合わせて、新たな取組が相次いで開始された。

生活福祉資金の一種として兵庫県社会福祉協議会が担当した。平成二十年には県が郡部で救護施設居宅生活者ショートステイ事業を行うようになった。同事業は、一時的に精神状態が不安定となる居宅生活の生活保護受給者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、規則正しい生活を提供し、日中作業を経験させることで精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する内容になる。

世界金融危機発生後の平成二十一年度に県は、セーフティネット支援対策事業を開始した。これは、国の交付金を原資とした緊急雇用就業機会創出基金を活用し、求職中の貧困・困窮者等が雇用や就業機会の確保に向け、安心して生活が送れるように必要な支援を行う事業である。具体的には、住宅手当緊急特別措置事業、就労支援員設置事業、住宅確保・就労支援員設置事業、そしてホームレス自立支援対策（後述）が、それぞれ取り扱われることになった。住宅手当緊急特別措置事業は、住居を喪失した者または喪失するおそれのある者に対して、住宅費用を支援するもので、支給額は生活保護の住宅扶助基準額に準拠していた（支給期間は六カ月間）。なお、住宅手当緊急特別措置事業は、平成二十五年に住宅支援給付事業と改称し、支給期間は原則三カ月間（最長九カ月）に変更されている。就労支援員設置事業は、県・市福祉事務所の就労支援員を増員するほか、県・市区町社会福祉協議会に相談員を設置し、早期の就労や自立を促進することを目的とした内容である。住宅確保・就労支援員設置事業は、県・市福祉事務所等に設置されている住宅確保・就労支援員の増員と、早期の住宅確保・就労及び自立の促進を図ることを狙いとしていた。さらに県は、セーフティネット支援対策事業の一環で、平成二十三年に生活保護受給者スキルアップ支援事業、二十六年に生活困窮者自立促進支援モデル事業を、それぞれスタートさせた。生活保護受給者スキルアップ支援事業は、

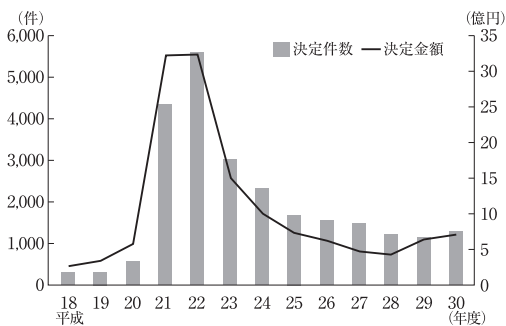


図 109 生活福祉資金の貸付状況  
 (『兵庫県社会福祉協議会事業概要』より作成)

生活保護受給者が自立した生活を営めるよう、就職に役立つ資格のない被保護者について、自動車運転免許、ホームヘルパー、特殊車両免許等の資格取得を支援するものである。また、生活困窮者自立促進支援モデル事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、平成二十七年から実施予定の自立相談支援事業等をモデル的に実施し、新法施行に向けたノウハウの蓄積や体制整備を進める内容となっていた。なお、セーフティネット支援対策事業は、平成二十六年をもって終了となったが、住宅支援給付と住宅確保・就労支援員の設置に關しては、平成二十六年途中で支給決定した者のうち、二十七年度にわたり支給する者がいる場合に限り、二十七年十二月末まで延長される措置が講じられた。

前記のほかにも県の取組として、平成二十四年に子どもの健全育成支援事業（生活保護世帯の十八歳未満の子どもやその親に対して学習支援・養育相談等を実施）、二十五年に生活保護受給者居住支援事業（生活保護受給者が自立した生活を送ることができるよう、住宅確保の見守り及び地域との関係づくり等の支援を行い、家賃の代理納付も積極的に促進）が、それぞれ開始された。平成二十七年に、前述した自立相談支援事業、就労準備支援事業（どちらも企業組合労協センター事業団（ワーカーズコープ）に委託）、住居確保給付金の支給（企業組合労協センター事業団（ワーカーズコープ）に一部委託）が始められている。平成二十八年度には、県による子どもの貧困対策事業として、生活困窮者世帯の子どもを地域で支援事業（NPO法人のブレンヒューマニ

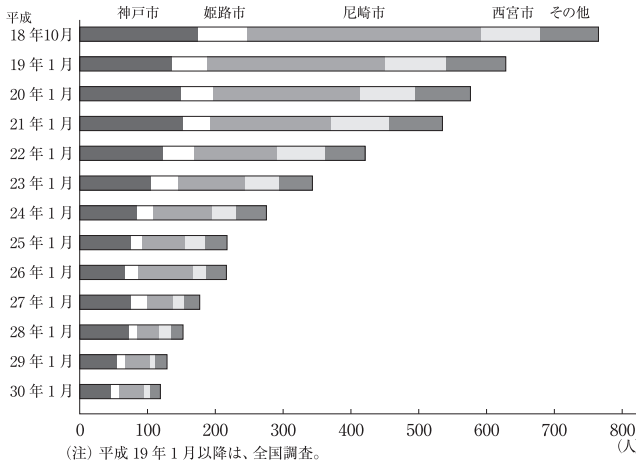


図110 県内ホームレス数の推移

(『健康福祉部事務概要』より作成)

テイーに委託)や「子ども食堂」応援プロジェクト事業(ふるさとひょうご寄附金を活用)が実施されることになった。

低所得者等を経済的に支える生活福祉資金は、図109のとおり世界金融危機を受けて貸付の決定件数・金額が急増した。これに関連して、平成二十年に兵庫県社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付を無利子とし、

限度額を五〇万円から六〇万円に引き上げる措置を講じている。

ホームレスの自 平成十八年から三十年にかけての兵庫県内の

立に向けた支援 ホームレスの状況は、図110のとおりである。

県南部の都市部にホームレスが多く存在していた。他方で、その総数は、年を追うごとに減少を続けている。

前述したとおり県は、平成二十一年度にセーフティネット支援対策事業を開始した。ホームレスの自立支援対策の推進は、その一つとして取り扱われ、兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会を開催しての総合的支援対策、相談業務、緊急的な宿泊所の提供、住まいや保健・医療の確保等が進められた。平成二十三年から県は、ホームレス等貧困・困窮者等サポート事業を開始している。これは、ホームレスやインターネットカフェで生活している人々(ネットカフェ難民とも呼ばれる)等の生活



困窮者を対象に、生活相談（生活、就労等）、食事の提供、一時的宿泊者の提供、技能訓練、就労訓練等の総合的な支援を実施する事業で、NPO法人の神戸の冬を支える会に委託された。この事業は、平成二十七年をもって生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業に引き継がれた（NPO法人の神戸の冬を支える会が継続して受託）。

平成二十年に国は、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の結果等を踏まえて、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を定めた。これを受けて県は、平成二十二年に兵庫県ホームレスの自立支援等に関する実施方針を策定した。

平成二十四年に、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の五年間の期限延長がなされた。平成二十五年には、前述した生活困窮者自立支援法が成立し、同法に基づきホームレスへの自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業等が実施されることになった。同年に国は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を新たに定めている。国の基本方針を基に県は、平成二十七年に兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針を改めて策定した。平成二十六年度にセーフティネット支援対策事業が終了した後も、一時生活支援事業、兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会の開催、生活保護の適用は継続して行われた。

平成二十九年に、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は、一〇年間の期限延長がなされた。平成三十年に国は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しを実施している。



## 二 年金記録問題の発覚を背景とした年金制度の見直し

平成十九年に、年金手帳等に記載されている基礎年金番号に統合されていない持ち主不明の年金記録が約五〇九五万件もあることが明らかにされた。年金記録問題、世に言う「消えた年金」問題の発覚である。紙台帳等で管理していた年金記録をコンピューターに転記する際に、転記ミスが生じていたなど、社会保険庁のデータ管理の杜撰さが問題視されることになった。

この問題の発覚を受けて兵庫県では、平成十九年六月の県議会本会議で一部の議員が質問の中で年金記録問題を取り上げている。また、平成十九年六月二十九日に、山口信行兵庫県議会議長名で、衆参両議院の議

だぶる ■ もれる ■ きえる  
**年金記録 謎の数字**

**5000万件** 厚労相「皆無と言えぬ」  
統一できぬ個人番号

**22万件** 受給額が途中で変更  
社保庁は支給漏れ否定

**100万件** 記録消失と民主推定  
領収書根拠に訂正も

**写真199** 年金記録問題について報じる新聞(朝日新聞 平成19(2007)年5月12日)

「年金記録問題」は、年金手帳等に記載されている基礎年金番号に統合されていない持ち主不明の年金記録が約五〇九五万件もあることが明らかにされた。年金記録問題、世に言う「消えた年金」問題の発覚である。紙台帳等で管理していた年金記録をコンピューターに転記する際に、転記ミスが生じていたなど、社会保険庁のデータ管理の杜撰さが問題視されることになった。

この問題の発覚を受けて兵庫県では、平成十九年六月の県議会本会議で一部の議員が質問の中で年金記録問題を取り上げている。また、平成十九年六月二十九日に、山口信行兵庫県議会議長名で、衆参両議院の議

写真199 年金記録問題について報じる新聞(朝日新聞 平成19(2007)年5月12日)

長や内閣総理大臣、社会保険庁長官等に宛てて「年金記録問題における被害者の救済と年金業務の是正の早期実現を求める意見書」が提出された。結果として、この問題は国民の年金に対する不信を増大させただけでなく、平成二十一年の衆議院議員選挙で自公政権の惨敗と民主党政権の誕生をもたらす原因の一つにもなったのである。

年金記録問題の解決に向けて、年金時効特例法(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律、平成十九年)をはじめ四つの法律が制定され、年金記録の訂正による増額分を時効にかかわらず支給す

るなどの対応が採られた。また、平成十九年に、総務省において年金記録問題検証委員会、年金記録確認第三者委員会、年金業務・社会保険庁監視等委員会がそれぞれ設置され、年金業務の在り方等が検討された。なお、年金業務・社会保険庁監視等委員会は、平成二十二年に年金業務監視委員会に改組されている。厚生労働省は、平成二十二年に標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会、二十一年に年金記録回復委員会を設置し、事態の解決に当たった。そして、平成二十二年に厚生労働省の外局であった社会保険庁が解体され、新たに特殊法人の日本年金機構が設立されるに至った（平成十九年度制定の社会保険庁改革関連法に基づく）。これらのほかには、平成二十二年に国民年金法の一部改正によって障害基礎年金（障害厚生年金）の加算の範囲拡大が図られた。

民主党政権下の平成二十四年二月に、社会保障の維持・充実と財政健全化目標達成を同時に実現するべく野田佳彦内閣は社会保障・税一体改革大綱を閣議決定し、同年八月には社会保障・税一体改革関連法の成立を実現させるなどした。年金関連では、被用者年金一元化法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）、年金機能強化法（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律）、年金生活者支援給付金法（年金生活者支援給付金の支給に関する法律）、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等が、それぞれ制定された。被用者年金一元化法によって、公務員と私学教職員が厚生年金保険に移行し、共済年金制度が厚生年金保険制度に統合された。年金機能強化法は、基礎年金国庫負担割合二分の一の恒久化、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、老齢年金受給資格期間の二五年から一〇年への短縮等の実現を図るべく制定された（平成二十八年に改正）。年金生活者

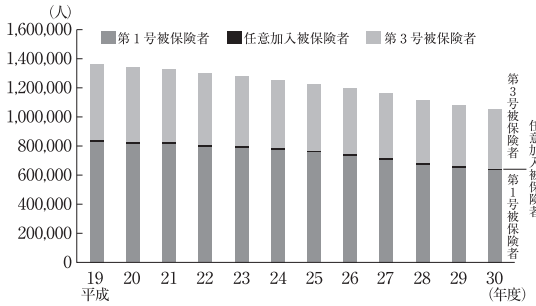


図 111 国民年金被保険者数の推移  
 (『国民年金事業年報』より作成)

支援給付金法は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして年金生活者支援給付金を支給することを定めていた。国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律は、平成二十四年度及び二十五年度の基礎年金国庫負担率を、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により二分の一とすることなどを定めるものであった。

その後、平成二十五年度の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、厚生年金基金の新設が二十六年から認められなくなるなどした。平成二十六年に年金事業運営改善法(政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律)が制定され、事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度や年金記録の訂正手続の創設等が図られた。平成二十八年には公的年金持続可能性向上法(公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律)が制定され、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進等がなされることになった。

このような背景の下で、兵庫県内の国民年金の被保険者数(第二号被保険者数を除く)は、図111のとおり変化した。被保険者は、年を追うごとに減少の一途をたどっており、特に第三号被保険者の減少が顕著となっている(被保険者の各号の定義については、第二編第五章第三節の「新年金制度の

誕生」参照)。また、県内の厚生年金保険の被保険者数は、平成二十二年度に一〇六万一八五六人、二十七年  
度に一一〇万九六六六六六、三十年度に一一七万八人と推移した。

### 三 母子・父子福祉からひとり親家庭の支援へ

平成中期から平成後期にかけての兵庫県内の母子世帯（便宜上「母子家庭」と表記する場合もある）と父子世帯の総数は、表64のとおりである。母子世帯数は、平成中期以降に三万世帯を維持し続けた。平成二十七年時点で、県内の母子世帯（神戸、姫路、西宮、尼崎、明石、宝塚、篠山、南あわじの各市を除く）になった理由については、離婚が全体の九割近くを占め、次いで未婚の母、病死で約一割となっていた。

平成後期は、母子世帯とともに父子世帯の支援の充実化が図られていくことになった。平成二十四年に新たに、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法が成立し、二十五年に施行された。平成二十六年には、母子及び寡婦福祉法が改正となり、母子及び父子並びに寡婦福祉法が新たに制定された。これによって、従来の母子福祉資金や寡婦福祉資金だけでなく後述する父子世帯への父子福祉資金の貸付及び自立・就業支援が実施されるようになった。なお、この時期から県は、母子・父子世帯について「ひとり親家庭」という呼び方を用い始めている。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の制定に伴い、平成二十六年から母子自立支援員は、母子・父子自立支援員と改称されるに至った。県内の母子自立支援員、母子・父子自立支援員の相談件数は、平成二十二年度一万五二七八件、二十七年一万三〇二六件、三十年度一万一八八二件と推移した。相談内容は、主に生活一

表 64 母子・父子世帯の状況

	兵庫県					
		神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯
平成22年	34,912	10,807	4,037	3,488	1,860	2,608
	3,785	1,021	406	386	185	244
平成27年	33,927	10,615	4,047	3,117	1,928	2,362
	3,515	1,025	400	305	190	238

(注) 母子世帯と父子世帯について、平成22年、27年は、未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）及び未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯（他の世帯員がいるものも含む）と定義づけられている。

〔「国勢調査」より作成〕

般や経済的支援生活支援に関するものであった。母子・父子世帯や寡婦を支援する施設としての母子福祉センターは、平成二十六年に母子・父子福祉センターに改称された。平成二十六年時点での県内の母子・父子福祉センターは、兵庫県母子会館、明石市立総合福祉センター、西宮市立母子・父子福祉センター、加古川市総合福祉会館、赤穂市立母子・父子福祉センター、神戸市立ひとり親家庭支援センター、むつみ会館の七カ所であった。他方で公立の母子生活支援施設（旧母子寮）については、平成二十一年四月に尼崎市立母子生活支援施設が、二十八年四月に明石市立さざなみ園と西宮市立母子生活支援施設が、それぞれ民営化された。洲本市立母子生活支援施設は、平成十七年度をもって廃止されている。

児童扶養手当（児童扶養手当法に基づく）の県内の受給者は、平成二十二年度に四万五五六〇人、二十七年度に四万三六八二人、三十三年度に三万九一九四人と推移している。児童扶養手当は、平成二十

二年の児童扶養手当法の改正に伴って、父子世帯の父にも支給されることになったほか、二十八年、三十年の法改正により支援内容の拡充が図られた。母子福祉資金の貸付状況は、図112のとおりである。平成十年代後半から二十年代前半にかけて母子福祉資金の貸付件数・金額は減少傾向にあったが、二十年代後半に再び

開発等を支援）が行われるようになった。平成二十六年には兵庫県ひとり親家庭等の自立促進計画が策定に

かけて廃止されていった。

兵庫県においては平成二十三年度に、ひとり親在宅就業等の支援（在宅就業や雇用により有利なITに関する能力

母子家庭等日常生活支援事業・母子家庭等生活指導強化事業（いきいき講座）、常用雇用転換奨励金・自立支

援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費（後に高等職業訓練促進給付金に改称）の支給等がある。各種給付金

の拡充が続けられた一方で、母子福祉小口資金の貸付や常用雇用転換奨励金の支給は、平成中期から後期に

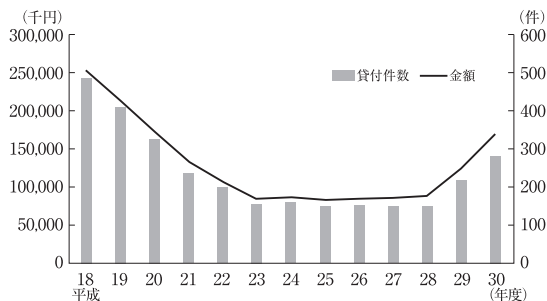


図 112 母子福祉資金の貸付件数・金額の推移  
 (『母子福祉のしおり』『ひとり親家庭のしおり』より作成)

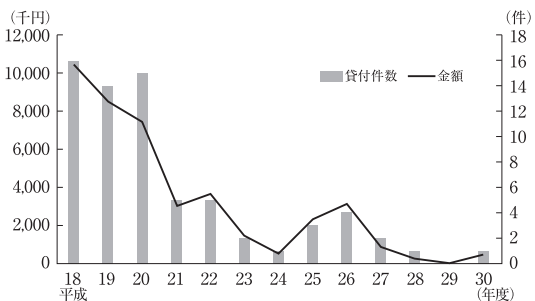


図 113 寡婦福祉資金の貸付件数・金額の推移  
 (『母子福祉のしおり』『ひとり親家庭のしおり』より作成)

増加に転じている。寡婦福祉資金の貸付状

況は、図 113 のとおりになる。寡婦福祉資金

の貸付は、件数・金額ともに減少と微増を

繰り返した。父子福祉資金は、平成二十六

年度より県内での貸付が始まっており、同

年度は二〇万円（二件）、三十年度に七三

万九一七六円（一五件）と推移した。

これら以外の主な支援として、母子家庭

等特別相談の実施、母子家庭等医療費給付

事業、子育て短期支援事業、兵庫県婦人公

励会の受託する母子福祉小口資金の貸付・

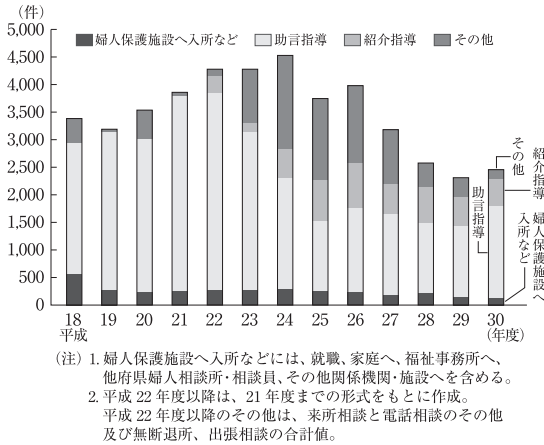


図 114 県(立)女性家庭センターの年度別処理状況  
(『婦人保護事業の概要』より作成)

#### 四 ドメスティック・バイオレンス対策の拡充

至り、二十七年からひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(認定試験に合格した際に受講費用の一部を支給)や、ひとり親家庭交流支援事業が開始されている。平成二十八年からは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指す場合に、入学準備金、就職準備金を貸付)も始められた。

**女性の保護** 女性の保護(便宜上「婦人」と呼称する場合がある)や、ドメスティック・バイオレンスの問題を担当してき

た兵庫県立女性家庭センターは、平成二十四年四月に兵庫県女性家庭センターへと名称を変更した。平成二十五年のストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を受けて、ストーカー被害者の一時保護が同センターの業務に組み入れられた。平成二十八年に同センターは、増築を実施し、収容定員が二七名に増員された。

平成十年代後半から三十年にかけての県(立)女性家庭センターの年度別処理状況は、図 114 のとおりである。相談については、家庭・社会問題が大多数となっていた。そちらには配偶者



表 65 県内のDVの発生状況

	配偶者暴力相談支援センターの相談件数	一時保護の件数	警察が対応した暴力相談等の件数	保護命令の新規受付件数
平成18年	1,561	207	1,195	194
19	2,117	188	1,642	146
20	2,990	176	1,797	168
21	3,438	177	1,867	155
22	3,715	184	1,885	142
23	3,746	226	1,860	117
24	4,947	228	2,101	150
25	6,412	204	2,113	144
26	7,215	194	2,535	147
27	7,670	174	2,736	138
28	7,887	145	3,010	134
29	8,379	136	3,380	131
30	8,489	115	3,453	109

(注) 1. 配偶者暴力相談支援センターの相談件数と一時保護の件数は、各年度の数値。

2. 保護命令新規受付件数は、神戸地方裁判所管内の数値。

(「兵庫県DV防止・被害者保護計画」より作成)

暴力相談等の件数は、年を追うごとに増加の一途をたどっている。この時期も従来から取り組まれてきたDV被害者の相談、一時保護、自立支援、基盤・ネットワーク（ひょうごDV防止ネットワーク会議の開催等）は、引き続き維持された。なお県は、平成十八年からDV法律相談を始めたほか、被害者に同伴する児童が増加していることを受けて、保育士資格を有する同伴児対応指導員を配置し、同伴児童の保育や学習指導を行うようになってきている。

等からの暴力、すなわちドメスティック・バイオレンスに関するものも含まれていた。

婦人保護施設は、平成三十年時点で兵庫県内に神戸婦人寮（定員三〇人）と姫路婦人寮（定員四〇人）の二カ所が置かれていた。また、兵庫県は千葉県の長期施設かいた婦人の村と五人程度の枠で契約を結んでいた。

深刻化するドメスティック・バイオレンス問題

平成中期から平成後期にかけての兵庫県内のドメ

スティック・バイオレンス（以下、DV）の発生状況は、表65のとおりである。同表によると、配偶者暴力相談支援センターの相談件数や警察が対応した

平成十八年四月に県は、兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画を策定した。同計画は、第一期計画となり、被害者や支援を行う者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるように支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進することを策定の趣旨に掲げていた。計画の基本目標は、①相談体制の充実、②被害者保護対策の充実、③自立支援対策の強化、④DV対策の環境整備、⑤担い手対策の充実、以上の五点になる。

平成二十年一月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正・施行された。同法は、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの業務の実施を市町村の努力義務とすることや、保護命令制度の拡充等を定めていた。同法の内容を受けて県は、平成二十一年四月に兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画を改定した。同計画は、第二期計画として扱われ、その目標は、①DV防止に向けた啓発・教育の推進、②市町のDV対策の促進、③相談体制の充実、④緊急時の安全確保、⑤自立支援の推進、⑥専門人材の育成と関係機関との連携強化、以上の六点になる。

平成二十一年から県は、第二期計画に掲げた目標を実現するべく、多種多様な取組を進めていった。具体的には、DV防止に向けた啓発・教育活動（大学生及び小・中・高校生向けの教育・啓発資料の作成、県民対象の啓発セミナーの開催等）、緊急時の安全確保（医療機関との連携）、被害者支援（カウンセラーやアドバイザーの派遣）等の、さらなる充実化である。平成二十五年からは、自立支援の推進の一環として、婦人保護施設退所者への継続支援（退所後も継続的に自立生活に係る相談、指導等の援助を行うことで対象者の地域社会での自立を支援）を

開始している。

その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は、平成二十六年一月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改められた。同法は、生活の本拠をともにする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手方からの暴力及びその被害者にも法律を適用する内容になっていた。

平成二十六年四月に県は、兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画を、兵庫県DV防止・被害者保護計画に改称かつ計画内容を改定した。同計画は、第三期計画として扱われ、その目標も第二期計画から変更は生じていない。県は、市町のDV対策の促進の一環として「市内DV対策連絡会議設置・運営の手引き」の作成・配布、自立支援の推進の一環としてDV被害者の地域生活の定着や自立を支える民間支援団体への活動費の一部助成といった取組を新たに始めるなどした。

## 第五節 人権問題の複雑化・多様化への対応

### 一 二一世紀が人権の世紀になるために

国連における 国連は、二一世紀を「人権の世紀」とするため、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、人権問題の取組 人権に関する活動に積極的に取り組んできた。平成十七（二〇〇五）年には「人権の主流化」